Q021. 子どもの最善の利益の保障って？

A. 子どもが意見を聴かれ、意見を表明してその意見　が尊重されることから始まるのではないかしら。

児童福祉法の理念は、2016年に約70年ぶりに改正されたの。

第1条には、子どもは、子どもの権利条約の精神にのっとって、適切に養育されること、生活を保障され、愛され、保護されること、成長発達と自立が図られることが明記されているわ。
第2条には、児童福祉の原理として、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される、と明記されているの。

子どもの権利条約の第3条にも、子どもに関するすべての決定に際して、子どもの最善の利益が主として考慮される、ということが規定されています。

この「すべては子どもの最善の利益が主として考慮される」ということをどうやって具体的に実践していくか、というと、すべての決定のときに「子どもが意見を求められて、意見をきちんと表明できて、その意見が尊重される」ということが必要になってくるんじゃないかしら。

残念だけれど、日本の子どもの意見表明の現状は悲しいものです。
2019年に国連児童の権利委員会の一般的意見で日本政府が勧告を出されたことからもわかるのだけど、「子どもが自由に意見を表明し、聞かれる環境が整っていない」のが現状ね。
支援を受けるときでも、意見を求められることもなくて保護者や児童発達支援管理責任者、支援者などの大人の意見だけで決定されたサービスを受けるのが当然になっていたのね。

子どもたちは、イヤだと言いたくても言えない、言っても無理とかで、あきらめていることが多かったと思うのね。

アドボカシー（advocacy）という言葉があります。
「擁護」や「支持をする」などの意味を持っている英語で、福祉や医療、介護の現場では、自分の意思を伝えることが難しい障がいのある人たちや患者、高齢者に代わって、代理人が意思や権利を伝えるという意味で使われることが多いの。

支援の現場で、自分の意思を伝えることが難しい子どもでも、意思というものはあるのね。

その確かにある意思を、解り難いから、という一言で片づけてしまって、結果その意思を無視してしまうことは絶対に避けなければいけないの。
支援をする人は、アドボカシーという言葉を覚えておかなければいけないようね。

子どもの気持ちを理解しようと努め、子どもの思いや願いを聴き、受け止めて、決定を促していく、という姿勢が「子どもの最善の利益の保障」への出発点になるのではないかと考えています。

《MENU》

《意見表明権ってなに？　　放課後等デイサービスにはどんな活動があるの？》

放課後等デイサービス支援事業
Support Project Of
Day-service for After-school
At Kyoto

2021-02-01 掲載